

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市立図書館条例（平成17年宮古島市条例第201号）第6条の規定に基づき、図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は、2年とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

第6条 会長及び副会長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(会議の定足数及び議決)

第7条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、宮古島市立平良図書館において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。